

登戸まちづくり

No.102

編集・発行

川崎市登戸区画整理事務所
〒214-0014



川崎市多摩区登戸2202番地1
電話044(933)8511
FAX044(934)3881

地区内3つの公園づくりを進めています

登戸土地地区画整理事業地区内の3つの街区公園については、地域に愛され多世代が大いに活用することができる公園を目指し、令和3年8月に「登戸土地地区画整理事業公園基本計画」を策定し、地域と協働した公園づくりの取組を進めています。

登戸3号街区公園がオープン！

登戸駅南側の登戸3号街区公園については、基本計画において「登戸の顔となる公園をみんなで育てよう」をコンセプトとして、地域の方々と話し合いを重ね、公園のレイアウトを決定してきました。中央にはどこか懐かしさを感じさせる3連の土管や登ったり滑ったりできるような大きな広場を配置し、多様な活用ができるような大きな広場を確保しました。本年6月24日に公園管理運営協議会がオープニングイベントを開催し、多くの人で賑わいました。



オープニングイベントの様子



地域在住のイラストレーターのデザインによる3号公園の工事案内。どのように公園ができるのか、子ども達も興味津々です。



5月に開催した植栽・芝張り体験ワークショップ。地域在住の約50名の方々と、公園のみどりを一緒に作りました。

登戸1号街区公園の整備に着手します。

向ヶ丘遊園駅西側の二ヶ領用水沿いの登戸1号街区公園は、本年秋頃から工事に着手し、今年度末に完成する予定です。現在、約955㎡で暫定供用している公園が、約2500㎡に拡張整備されます。

盆踊りもできる大きな広場、複合遊具や、幼児遊具ゾーンなどのほか、ブランコには障害者や乳幼児でも遊べる「インクルーシブ遊具」を設置する計画です。

また、二ヶ領用水に架かっていた旧小泉橋の橋桁や親柱を配置するなど、石材を活用した特徴的なデザインとしています。

登戸2号街区公園は「Park-PFI」

地区中央に位置する登戸2号街区公園では、毎月レアウト検討や管理運営についての話し合いを重ねています。地域からトイレやカフェ等の便益施設の設置を求める意見があり、民間活力により公園施設の設置及び維持管理を行う制度である「Park-PFI」の活用を検討しています。

事業者公募の条件整理を行うため、本年7月には民間事業者の意見や提案を求めるサウンディング型市場調査を行い、2社が参加しました。本調査結果を踏まえ、事業者公募に向けた検討を進めます。



毎月検討が行われています



登戸2号街区公園
「みんなのこかげ」



登戸3号街区公園
「naborito3go_gaiku_kouen」

公園の日常のお手入れは、地域の管理運営協議会が行っています。公園清掃などの活動は、どなたでも参加できます。協議会のInstagramで随時お知らせしていますので、是非ご覧ください。

津久井道デザインマンホール

津久井道デザインマンホールの取組を進めています

事業地区内を通る「津久井道」は、津久井地方と江戸とを結ぶ流通の道として、江戸時代には多くの商人や職人などの往来があり、特に登戸周辺は宿場町として、にぎわいや交流など活気にあふれた通りでした。

登戸で親しまれてきた歴史資源を未来に継承し、地域への愛着を醸成する取組の一つとして、津久井道の既存マンホールを歴史が感じられるデザインに更新します。

① デザイン選定

通常版・カラー版の2パターンのデザイン案を本年7月に公募し、たくさんのご応募をいただきました。

その中から、検討委員会で候補を各3案に選定しました。今後、多摩区民の投票により採用作品を決定します。

② ガバメントクラウドファンディング

マンホールの作製・設置に係る費用は、ふるさと納税制度を活用した、ガバメントクラウドファンディングによる寄附の仕組みで集めています。実施期間は本年9月30日までで、目標金額は500万円です。なお、市外からの寄附者には多摩区ゆかりの商品を、ふるさと納税の返礼品としてご用意しております。

これらを通じて皆様と一緒に取組を進めていきたいと考えていますので、よろしくお願いたします。



デザインマンホール設置検討位置



通常版候補

一次選考で選ばれた各3候補



詳しくはこちら

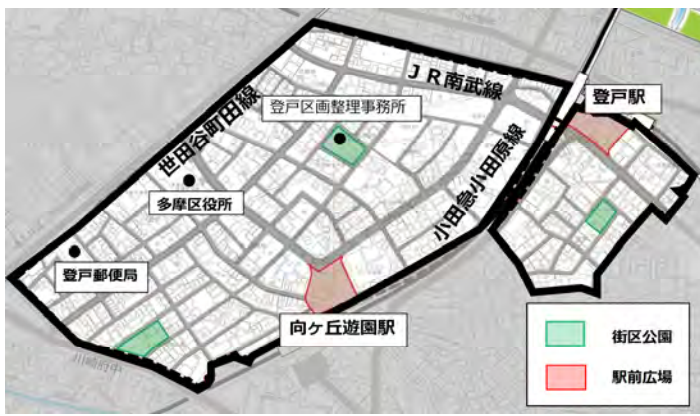
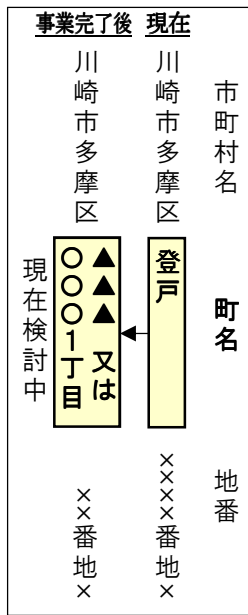
事業地区内の町名・地番が変わります

前号でお伝えしました土地区画整理事業完了後(換地処分後)の町名等について検討を行うため、登戸地区の各町会の代表者を委員とする「登戸土地区画整理事業地区住所変更検討委員会」を本年6月に設置しました。

本委員会において、本年5月に実施した「住所変更に関するアンケート」の結果(※)をもとに検討を重ね、「新しい町名とする」こととなりました。

新しい町名の案については、引き続き本委員会にて検討を進め、アンケートで皆様のご意見を伺う予定ですので、ご協力よろしくお願いたします。

◎住所の町名の範囲(町名・地番の例)



▲町名・地番の変更は黒太枠線(区画整理事業区域)内のみ



※「住所変更に関するアンケート」の結果ホームページ

<https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000150854.html>

今後の換地処分に向けた事業に関するお知らせ

出来形確認測量を実施しています

道路等の整備が完了した範囲について、昨年度から仮換地の境界点を点検・確認するための出来形確認測量を開始し、今年度も範囲を拡大して実施しています。測量作業の際に、皆様の敷地に立ち入らせていただく必要がありますが、対象の方には事前にお知らせした上で作業を進めていきますので、ご理解とご協力をよろしくお願いたします。

清算金の徴収・交付について

土地区画整理事業において、区画整理前の「従前の土地」と区画整理後の「換地」との間に生じる不均衡を是正するための清算金は、換地計画で定められ、換地処分公告の翌日に金額が確定するもので、その後に徴収・交付の手続を行います。

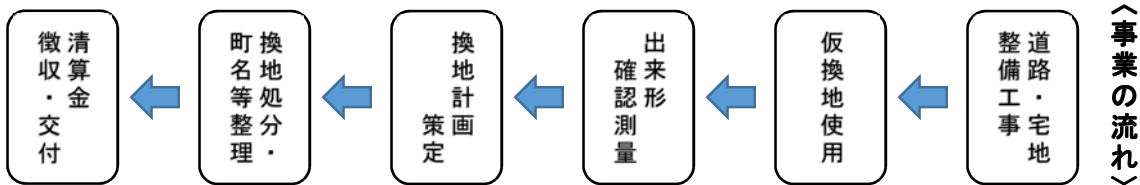
換地処分公告の日に登録されている土地所有者や施行者(川崎市)に届け出られている借地権者等の方が、清算金の対象者となります。また、従前の土地が私道などの換地を定めない土地の所有者の方については、市から清算金が交付される場合があります。

もし、土地所有者や借地権者の方が亡くなられている場合は相続人の方が対象者となりますので、【換地担当】へお知らせください。必要な手続等をご案内します。

清算金制度の概要については、事務所ホームページをご確認ください。

不動産(土地)の相続登記の義務化について

令和3年4月21日、「民法等の一部を改正する法律」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」が成立し、令和6年4月1日から相続(遺言による場合を含みます。)によって不動産を取得した相続人は、相続により所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。また、遺産分割の協議がまとまったときは、不動産を取得した相続人は、遺産分割が成立した日から3年以内の内容を踏まえた相続登記の申請をしなければなりません。詳しくは、法務省のホームページをご確認ください。



無料専門相談について(予約制)

登戸区画整理事務所では、専門家による次の無料相談を月に1回(1月及び8月を除く。)実施しています。相談を希望される方は、相談日を確認の上、事前に予約してください。なお、予約は相談日の1週間前までとなりますので、注意してください。

相談	相談日	予約締切日
無料法律相談 【相談員】 藤田 勝氏 (弁護士)	10月10日(火)	10月3日(火)
	11月7日(火)	10月31日(火)
	12月5日(火)	11月28日(火)
	2月6日(火)	1月30日(火)
	3月5日(火)	2月27日(火)
無料不動産相談 【相談員】 石田 茂氏 (不動産鑑定士)	10月11日(水)	10月4日(水)
	11月8日(水)	11月1日(水)
	12月6日(水)	11月29日(水)
	2月7日(水)	1月31日(水)
	3月6日(水)	2月28日(水)
無料財務相談 【相談員】 福田 一弘氏 (税理士)	10月12日(木)	10月5日(木)
	11月9日(木)	11月2日(木)
	12月7日(木)	11月30日(木)
	2月8日(木)	2月1日(木)
	3月21日(木)	3月14日(木)

【場所】: 登戸区画整理事務所

【時間】: 午後1時30分~午後4時

◆相談員の都合等により日程が変更されることがあります。

※事前予約が必要です。予約なしでの相談は受け付けておりません。
※申込状況によっては、翌月以降の相談とさせていただきます。
※相談内容は、区画整理事業に関することに限ります。

川崎市まちづくり局登戸区画整理事務所
電話 044-9333-8511(代表)

- 無料相談、まちづくり推進協議会...【庶務担当】9333-8511
- 事業計画、建築行為等の許可...【企画担当】9333-8512
- 仮換地指定、権利変動...【換地担当】9333-8517
- 建物等移転補償...【補償担当】9333-8518
- 道路及び宅地工事...【工事担当】9333-8518



(※) 登戸区画整理事務所ホームページ

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/26-2-1-5-1-0-0-0-0.html>